### 電気事業法等の一部を改正する法律案に係る事前評価書

### 1. 政策の名称

我が国の現下の電力市場をめぐる状況に鑑み、電気の小売業への参入の全面自由化及びこれに伴う各種制度の整備等の措置を講ずる政策

### 2. 担当部局

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長 村瀬佳史

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力改革推進室企画官 山崎琢矢

電話番号:03-3580-0877 e-mail:denryoku-system@meti.go.jp

商務流通保安グループ商取引・消費経済政策課長 石崎隆

電話番号:03-3501-6683 e-mail:shoseika1@meti.go.jp

経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ電力安全課長 渡邉誠

電話番号: 03-3501-1742 e-mail: qqnbbj@meti.go.jp 経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー対策課長 村上敬亮 電話番号: 03-3501-4031 e-mail: re-toiawase@meti.go.jp

### 3. 評価実施時期

平成26年2月

### 4. 規制の目的、内容及び必要性等

#### (1) 規制の目的

電気事業法第1弾改正法(平成25年法律第74号)附則の改革プログラムにおいては、①安定供給の確保、②電気料金の最大限の抑制、③需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を、電力システム改革の3つの目的として掲げ、3段階に分け、各段階で課題克服のための十分な検証を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じながら、改革を進めることとしている。このうち、第2弾改正については、平成26年通常国会に法案を提出し、平成28年を目途に電気の小売業への参入の全面自由化(以下「小売全面自由化」という。)を実施することとされている。これを踏まえ、電気の小売業への参入規制(地域独占)の撤廃を実施し、それに伴い、既存の電気事業類型の見直しを行うとともに、安定供給や取引の適正性の確保を行うために、それぞれの事業の性格に応じた規制を課すこと等が必要である。

### (2) 規制の内容

- ①小売電気事業の登録制度の創設及び小売電気事業者に対する行為規制に関する措置 小売供給(一般の需要に応ずる電気の供給をいう。)を行う事業(以下「小売電 気事業」という。)を営もうとする者については、経済産業大臣の登録を受けること を求める制度を創設。加えて、料金その他の供給条件の需要家への説明義務等の行為 規制を課す。
- ②一般送配電事業の許可制度の創設及び一般送配電事業者に対する行為規制に関する

### 措置

自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物により託送供給及び発電量調整供給を行う事業(送配電用の電気工作物により行う最終保障供給等の小売供給を含む。以下「一般送配電事業」という。)を営もうとする者については、事業の開始・休廃止に当たって経済産業大臣の許可を受けることを求める制度を創設。加えて、電圧及び周波数維持義務等の行為規制を課す。

### ③送電事業の許可制度の創設及び送電事業者に対する行為規制に関する措置

自らが維持し、及び運用する一定の要件を満たす送電用の電気工作物により一般 送配電事業者に振替供給を行う事業(以下「送電事業」という。)を営もうとする者 については、経済産業大臣の許可を受けることを求める制度を創設。加えて、振替供 給義務等の行為規制を課す。

④特定送配電事業の届出制度の創設及び特定送配電事業者に対する行為規制に関する 措置

自らが維持し、及び運用する電線路により特定の供給地点において小売供給及び 小売電気事業又は一般送配電事業を営む他の者に対する電気の供給を行う事業(以下 「特定送配電事業」という。)を営もうとする者については、特定送配電事業の開始 に当たって、経済産業大臣に届出を行う制度を創設するとともに、二重投資・過剰投 資等により電気の使用者の利益が著しく阻害されるおそれがあると認める時は、経済 産業大臣がその届出内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる環境を 整備する。加えて、電圧及び周波数維持義務等の行為規制を課す。

#### ⑤発電事業の届出制度の創設及び発電事業者に対する行為規制に関する措置

自らが維持し、及び運用する一定の要件を満たす発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業(以下「発電事業」という。)を営もうとする者については、経済産業大臣に届出を行う制度を創設する。また、これらの者の発電能力を経済産業大臣が適切に把握するとともに、経済産業大臣がこれらの者に対して供給命令を発動し得る環境を整備する観点から、発電事業者には、事業の開始・休廃止に当たって、その維持・運用する発電用の電気工作物に係る事項等、必要な情報を経済産業大臣に届け出ることを求めることとする。加えて、一般送配電事業者との間で発電し、供給することを約している場合の発電等義務の行為規制を課す。

### ⑥事業類型の見直しに伴う広域的運営に係る規制見直し

現行法(第1弾改正法(平成25年法律第74号)による改正後の電気事業法)においては、電気事業者に対して、広域的運営推進機関(以下「推進機関」という。)への加入義務や発電電力量等の推進機関への情報提供義務を課し、特定の電気事業者が需給ひっ迫に直面している場合には、推進機関が、他の電気事業者に対して電力融通に係る指示等を行うことができる旨を規定している。

第2弾の改正後の電気事業法においても、事業類型の見直し後の電気事業者(小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者)

に対する推進機関への加入義務等を規定する。

### ⑦経済産業大臣による卸電力取引所の指定制度の創設

電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大及び当該卸取引の指標として用いられる価格の形成を目的に、電気の売買取引を行うための市場(以下「卸電力取引市場」という。)を開設している者であって一定の要件を満たす者を経済産業大臣が指定することができる制度(指定法人制度)を新たに設ける。

### ⑧固定価格買取制度における接続義務の義務対象者の改正

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再エネ特措法」という。)に基づく固定価格買取制度において、電気事業法の改正を踏まえて、送電事業者についても、再生可能エネルギー発電事業者からの接続請求に応諾する義務を課す。

### ⑨商品先物取引法に基づく先物取引の対象に「電力」を追加

商品先物取引法は、価格の形成や商品市場における取引の公正等を確保するため、 商品取引所の組織、商品市場における取引の管理等を定めている。現行の商品先物取 引法の「商品」は有体物である「物品」に限られているため、無体物である「電力」 を加え、電力先物取引を可能とする。

### ⑩保安規制の合理化となる使用前自己確認制度創設に伴う所要の措置

現行制度では、事業用電気工作物の工事のうち、公共の安全の確保上特に重要な工事(原子力発電工作物等)については、その工事計画について、事前の国の認可を求めており(第47条第1項)、認可対象の工事以外で、公共の安全の確保上なお重要なものについては、その工事計画について、事前の国への届出を求めている(第48条第1項)。

また、工事計画の認可又は届出対象の工事で設置等が行われた事業用電気工作物のうち、重要なものについては、その使用の開始前に国による使用前検査(第49条第1項、対象は原子力発電工作物等)又は事業者自身による使用前自主検査(第51条第1項)を課している。さらに、使用前自主検査を行った場合には、その検査体制の適切性について、国(又は国の登録を受けた機関)による審査(第51条第3項、使用前安全管理審査)を受けることを義務付けている。

改正後の規定では、公共の安全の確保上重要な事業用電気工作物について、事業者による設備使用前の技術基準適合性(安全性)の自己確認を義務付ける。ただし、工事計画の国による認可や工事計画の国への届出の対象となる電気工作物については、本制度の適用を除外する。また、使用前自己確認義務の対象となる公共の安全の確保上重要な事業用電気工作物について、技術基準適合を担保するためには、主務大臣が設置者に対する報告徴収権限や立入検査権限を行使し、必要な調査を効率的に実施することが重要である。そこで、主務大臣がこのような権限を円滑に行使する環境を整備し、適切に電気保安の確保を図るため、設置者に対して、使用前自己確認の結果を主務大臣に届け出ることを義務付ける。

### (3) 規制の必要性

①小売電気事業の登録制度の創設及び小売電気事業者に対する行為規制に関する措置

小売全面自由化を行った後、一般の需要、すなわち不特定多数の需要に応ずる電気の供給については誰もがなし得ることとなる。他方で、その供給の相手方には一般家庭等の需要家も含まれ得ることから、仮にこうした事業を営む者に対する何らの規制措置も講じない場合、需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生が想定されるなど、需要家保護の観点から適当ではない。

このため、需要家の利益を保護する観点から、こうした事業を営もうとする者には、経済産業大臣の登録を受けることを求めることによって事業者の適格性を確保する必要があるとともに、料金その他の供給条件の需要家への説明義務等の行為規制を課す必要がある。

②一般送配電事業の許可制度の創設及び一般送配電事業者に対する行為規制に関する 措置

小売全面自由化を行った後も、送配電設備については引き続き規模の経済性や自然独占性が認められることから、二重投資及び過剰投資による弊害を防止する必要性は現在と変わらないことに加え、電気の安定供給を確保する観点からは、送配電設備を維持・運用する者に電圧及び周波数の値を適切に維持させる必要がある。このため、送配電設備を用いて託送供給等の事業を営もうとする者については、経済産業大臣の許可を受けることを求めることとし、電圧及び周波数維持義務等の行為規制を課す。

### ③送電事業の許可制度の創設及び送電事業者に対する行為規制に関する措置

一定の要件を満たす送電設備を維持・運用する一般送配電事業者以外の主体についても、二重投資及び過剰投資による弊害を防止する必要があることから、こうした事業を営もうとする者については、経済産業大臣の許可を受けることを求めることとし、行為規制を課すことが適当である。

④特定送配電事業の届出制度の創設及び特定送配電事業者に対する行為規制に関する 措置

小売全面自由化後も、現行の電気事業法における特定電気事業者のように、特定の供給地点において、送電、変電及び配電に係る事業を営む者が現れることが想定される。従って、こうした事業を営もうとする者については、送配電設備に係る二重投資及び過剰投資を防止する観点から、託送供給の義務等の一定の規制に服せしめることが必要である。

### ⑤発電事業の届出制度の創設及び発電事業者に対する行為規制に関する措置

今般の法律改正では、一般電気事業者をはじめとする現行の電気事業者に係る規定は廃止されることとなるが、電気の安定供給の確保のために、引き続き経済産業大臣が我が国における供給力を適切に把握し、電気の安定供給の確保に支障が生じ又は生ずるおそれがある場合には供給命令等を発動し得る環境を整備することが必要である。

### ⑥事業類型の見直しに伴う広域的運営に係る規制見直し

今般の法律改正では、現行の電気事業法における一般電気事業者、卸電気事業者、 特定電気事業者及び特定規模電気事業者に係る規定を削除し、小売電気事業者、一般 送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者を新たな電気事業者の 類型として観念している。

こうした制度改正後も、国民生活及び国民経済に不可欠の基礎エネルギーを供給するという電力供給に係る事業の公益性や、その技術的・経済的特質は変わるものではなく、電気の安定供給の確保等に資するよう、これらの事業者は相互に協調しながらその事業を遂行する必要がある。このため、現行法(第1弾改正法(平成25年法律第74号)による改正後の電気事業法)において電気事業者が広域的運営を実現するために課されている義務(広域的運営推進機関への加入義務、供給命令等)については、新たな類型の電気事業者についても引き続きこれを課すこととする。

#### ⑦経済産業大臣による卸電力取引所の指定制度の創設

今般の法律改正においては、小売全面自由化を実施するとともに、一般電気事業者に長期・大量の電気の卸供給を行う際に義務付けられていた供給条件(料金等)の届出の規定を撤廃することとしている。これに伴って、これまで一般電気事業者に対して長期相対の卸供給を行ってきた発電事業者が、取引所取引を通じた電気の卸売を拡大させるとともに、新規参入の小売電気事業者などが取引所取引を通じて電気を調達する機会が増大し、取引所の重要性が増すことが想定される。このように、取引所の重要性が増す中において、電気の使用者の利益を保護し、電気事業の健全な発達を図るためには、透明性の高い取引環境の下で電力の円滑な取引ができる機会を発電事業者や小売電気事業者に提供するとともに、取引所が開設する市場で指標性を有する適切な価格を形成することが重要である。そのために、電力の卸取引を行う市場を開設している者であって一定の要件を満たす者を経済産業大臣が卸電力取引所として指定した上で、経済産業大臣が当該市場における価格形成や市場運営の状況等を適時適切に把握し、仮に市場運営に問題がある場合には、これを是正し得る環境を整備することが必要である。

### ⑧固定価格買取制度における接続義務の義務対象者の改正

現行の再エネ特措法第5条では、接続義務対象者を「一般電気事業者及び特定電 気事業者」と規定している。

一方、今般の電気事業法改正により、一般送配電事業者及び送電事業者について、 発電設備への接続義務が課されることとなる。このため、再エネ特措法においても、 これまでの再エネ特措法上の接続義務対象者に相当する一般送配電事業者及び特定送 配電事業者に加え、送電事業者についても、接続義務の対象とすることが必要である。

#### ⑨商品先物取引法に基づく先物取引の対象に「電力」を追加

第2弾の電気事業法改正における小売全面自由化や卸電力取引所の法定化を通じ、 卸電力市場が活性化することが想定されるところ、卸電力市場の価格は需給に応じて 変動するため、かかる価格変動を回避するための電力先物市場が必要となる。

他方、卸電力市場の価格は変動するため、当該価格を利用して先物取引を行うこ

とは、偶然の事情に関して財物を賭ける行為となり、賭博罪に該当しうる。

そのため、電力先物市場を創設するために、法律上に電力の先物取引を位置づけ、刑法における法令行為として違法性が阻却されることを明確にする必要がある。

### ⑩保安規制の合理化となる使用前自己確認制度創設に伴う所要の措置

燃料電池発電設備等は、設置がパターン化されていて、工場で組み立てられしまうものである一方、運転開始後にトラブルがあった場合、漏電等による火災や波及事故による大規模な供給障害等が発生するおそれがある。このような電気工作物については、国が事前に工事計画を審査する必要性は乏しいが、使用の開始前には設置者による自主的な安全性の確認が行われることが必要である。

そこで、このような事業用電気工作物について、その設置者に対して、工事計画 の届出は課さない一方、使用前の安全確認を課すことで、合理的に保安確保を図る必 要がある。

### (4) 法令の名称・関連条項とその内容

#### ①電気事業法

- ・小売電気事業の登録制度の創設及び小売電気事業者に対する行為規制に関する措 置<第2章第1節>
- ・一般送配電事業の許可制度の創設及び一般送配電事業者に対する行為規制に関する措置<第2章第2節>
- ・送電事業の許可制度の創設及び送電事業者に対する行為規制に関する措置<第2 章第3節>
- ・特定送配電事業の届出制度の創設及び特定送配電事業者に対する行為規制に関する措置<第2章第4節>
- ・発電事業の届出制度の創設及び発電事業者に対する行為規制に関する措置<第2 章第5節>
- ・事業類型の見直しに伴う広域的運営に係る規制見直し<第2章第8節第3款>
- 経済産業大臣による卸電力取引所の指定制度の創設<第6章>
- ・保安規制の合理化となる使用前自己確認制度創設に伴う所要の措置<第51条の2>
- ②電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法
  - ・固定価格買取制度における接続義務の義務対象者の改正<再エネ特措法第5条>
- ③商品先物取引法
  - ・商品先物取引法に基づく先物取引の対象に「電力」を追加<商品先物取引法第2 条>

### 5. 想定される代替案

今回の各種措置の創設に関して、各政策の現状の改正案と代替案の費用便益分析に よる政策評価を検討する。

具体的には、下記の10点について検討を行う。

- ①小売電気事業の登録制度の創設及び小売電気事業者に対する行為規制に関する措置
- ②一般送配電事業の許可制度の創設及び一般送配電事業者に対する行為規制に関する

### 措置

- ③送電事業の許可制度の創設及び送電事業者に対する行為規制に関する措置
- ④特定送配電事業の届出制度の創設及び特定送配電事業者に対する行為規制に関する 措置
- ⑤発電事業の届出制度の創設及び発電事業者に対する行為規制に関する措置
- ⑥事業類型の見直しに伴う広域的運営に係る規制見直し
- ⑦経済産業大臣による卸電力取引所の指定制度の創設
- ⑧固定価格買取制度における接続義務の義務対象者の改正
- ⑨商品先物取引法に基づく先物取引の対象に「電力」を追加
- ⑩保安規制の合理化となる使用前自己確認制度創設に伴う所要の措置

代替案については、以下のとおり考える。

①の代替案としては、登録制度ではなく、より弱い規制措置である届出制度を設けた上で、行為規制については政府がガイドラインを策定し、小売電気事業者に遵守を求めることが考えられる。②③の代替案としては、許可制度ではなく、より弱い規制措置である登録制度を設けた上で、行為規制については政府がガイドラインを策定し、小売電気事業者に遵守を求めることが考えられる。④⑤の代替案としては、届出制度を設けず、行為規制については政府がガイドラインを策定し、特定送配電事業者及び発電事業者に遵守を求めることが考えられる。

- ⑥については、事業類型の見直しに伴って任意加入とすることは考えられないため、 代替案は設定しない。
- ⑦の代替案としては、指定制度を設けず、卸電力取引に関するガイドラインを政府が策定し、取引所設置者に遵守を求めることが考えられる。
- ⑧は、再生可能エネルギー発電事業者が送電事業者の系統に対し、高い予見可能性の下に接続を行うことを可能とすることを目的として、電気事業法において送電事業者の接続義務が一般的に規定されることに伴い、固定価格買取制度において送電事業者の接続義務についてより詳細に規定することを意図するものである。そのため、同制度において送電事業者の接続義務を位置づける以外の代替案はない。
- ⑨については、電力先物取引を可能とするためには、電力の先物取引を法律上位置づけ、賭博罪に係る違法性の阻却を明確にする必要があるため、他の代替案は考えられない。
- ⑩については、設備の使用前の安全確認が必要である公共の安全の確保上重要な電気工作物に対して、事業者による使用前の自己確認とその結果の国への届出のみを課す必要最小限度の規制であるため、代替案はない。

# 6. 規制の費用

①小売電気事業の登録制度の創設及び小売電気事業者に対する行為規制に関する措置

	登録制	度関係	行為規	制関係
関係者	改正案①:	代替案①:	改正案②:	代替案②:
	小売電気事業の登録制度	小売電気事業の届出制度	小売電気事業に対して行	小売電気事業に関する、
	を創設する場合	を創設する場合	為規制を課す場合	ガイドラインを政府が定
				めた上で、その遵守を小
				売電気事業者に求める場
				合
小売電気事業者	・小売電気事業の開始に	・小売電気事業の開始に	・説明義務や苦情処理義	・定められたガイドライ
	際し参入規制を課すこと	際し参入規制を課すこと	務、供給力確保義務等に	ンに従った説明、苦情処
	になるため、小売電気事	になるため、小売電気事	ついては、新たに行為規	理、供給力確保等の対応
	業者に、登録申請手続に	業者に、届出申請手続に	制が設けられる事となる	を、経済合理性の範囲内
	係る書類作成や手続き待	係る書類作成や手続き待	ため、説明、苦情処理、	で行うこととなるもの
	ち等のコストが発生す	ち等のコストが発生す	供給力確保等を行う負担	の、ガイドラインに従う
	る。	る。	が発生する。	小売電気事業者には、説
	・事業開始の準備をした	・改正案①と比較する		明、苦情処理、供給力確
	にも関わらず登録が拒否	と、届出制の場合、届出		保等を行う負担が発生す
	された場合には機会コス	を行えば事業を行うこと		る。
	トが発生する。	ができるため、事業開始		
		の準備をしたにも関わら		
		ず届出を拒否されるとい		
		った機会コストが発生す		
		ることは無い。		
		・なお、現行制度におい		

			T	
		て、小売電気事業に相当		
		する事業を行っている一		
		般電気事業者・特定電気		
		事業者においては許可		
		制、特定規模電気事業者		
		においては届出制による		
		事業規制が設けられてい		
		るため、既存事業者につ		
		いては、現行制度と比較		
		して過大な負担を強いる		
		ものではない。		
国民(電気の使用者)	・特段の負担の追加はな	・特段の負担の追加はな	・特段の負担の追加はな	・ガイドラインに従わな
	いものと考えられる。	いものと考えられる。	いものと考えられる。	い小売電気事業者が存在
	_			する場合、説明、苦情処
				理、供給力確保等が適切
				に行われず、電気の使用
				者の利益を損ねるおそれ
				がある。
	・登録制度の整備に係る	<ul><li>現行制度で特定規模電</li></ul>	・行為規制に係る省令の	・ガイドラインの策定
	省令の策定業務等、一定	気事業者に対する届出制	策定や、事業者等への周	や、事業者等への周知を
	程度行政機関の負担は発	度が存在しており、届出	知、規制の執行業務を行	行う必要があるため、一
	生する。	に関する省令の策定等を	. , .,=,, , , , , , , , , , , , , , , ,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	・登録の申請に対して審	新たに行うための行政機	程度行政機関の負担が発	
	査を行う業務など、一定	., , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		・また、ガイドラインは
	程度行政機関の負担が発			任意であるため、改正案

生する。	想定される。	②と同水準の実効性を確
	・届出制の場合、審査を	保しようとすれば、小売
	行わず原則として受理す	電気事業者に対してガイ
	るため、改正案①と比較	ドラインの遵守を働きか
	すると登録の審査業務を	けるための負担など、改
	行う費用はほとんど発生	正案②では生じない負担
	しない。	が発生すると考えられ
		る。

## ②一般送配電事業の許可制度の創設及び一般送配電事業者に対する行為規制に関する措置

	許可制	度関係	行為規	制関係
関係者	改正案①:	代替案①:	改正案②:	代替案②:
	一般送配電事業の許可制	一般送配電事業の登録制	一般送配電事業者に対し	一般送配電事業に係るガ
	度を創設した場合	度を創設した場合	て行為規制を課す場合	イドラインを政府が定め
				た上で、その遵守を一般
				送配電事業者に求める場
				合
一般送配電事業者	・一般送配電事業の開	・一般送配電事業の開	· 託送供給義務、電圧 ·	・定められたガイドライ
	始、休廃止に際し参入規	始、休廃止に際し参入規	周波数維持義務等の行為	ンに従った託送供給、電
	制を課すことになるた	制を課すことになるた	規制が設けられることと	圧・周波数維持等の対応
	め、一般送配電事業者に	め、一般送配電事業者に	なり、これらの規制を遵	を、経済合理性の範囲内
	許可申請手続のための書	登録申請手続きのための	守するための負担が発生	で行うこととなるもの
	類作成や手続き待ち等の	書類作成や手続き待ち等	する。	の、ガイドラインに従う
	コストが発生する。	のコストが発生する。		一般送配電事業者には、

	・また、事業開始の準備	・また、事業開始の準備		託送供給、電圧・周波数
	をしたにも関わらず許可	をしたにも関わらず登録		維持等を行うための負担
	が得られない場合には機	が拒否された場合には機		が発生する。
	会コストが発生する。	会コストが発生する。		
	・ただし、一般送配電事	・なお、登録制とする場		
	業の許可制については現	合、要件を満たした事業		
	行制度と同様の地域独占	者は原則登録を認めるこ		
	を想定しており、現状で	ととなるため、一地域に		
	送配電事業を行っている	複数の一般送配電事業者		
	一般電気事業者がそのま	が存在し得る制度とな		
	ま一般送配電事業者とし	る。そのため、登録を受		
	ての許可を得ることとな	けた事業者それぞれにお		
	る(附則において必要な	いて、上述の負担が生じ		
	みなし規定を措置済)。	ることとなる。		
	そのため、実態上は事業			
	者にとっての追加的な費			
	用はほとんど生じない。			
その他の電気事業者	・特段の負担の追加はな	・登録制とする場合、要	・特段の負担の追加はな	<ul><li>ガイドラインに従わな</li></ul>
	いものと考えられる。	件を満たした事業者は登	いものと考えられる。	い一般送配電事業者が存
		録を認めることとなるた		在する場合、託送供給、
		め、一地域に複数の一般		電圧・周波数維持等が適
		送配電事業者が存在し得		切に行われず、送配電網
		る制度となる。その結		を利用する他の電気事業
		果、送配電網への接続等		者の事業活動を阻害する
		に際し、一地域において		など、他の電気事業者に

		<b>发光</b>	<u> </u>	1 7 10 1 1 2 7 10 7 1
		複数の一般送配電事業者		とって負担となるおそれ
		と調整を行う必要が生じ		がある。
		るため、関連する他の電		
		気事業者にとって負担増		
		になることが想定され		
		る。		
		・また、送配電網への二		
		重投資による託送料金の		
		負担増が生じることが想		
		定される。		
国民 (電気の使用者)	・特段の負担の追加はな	・登録制とする場合、要	・特段の負担の追加はな	・ガイドラインに従わな
	いものと考えられる。	件を満たした事業者は登	いものと考えられる。	い一般送配電事業者が存
		録を認めることとなるた		在する場合、託送供給、
		め、一地域に複数の一般		電圧・周波数維持等が適
		送配電事業者が存在する		切に行われず、停電など
		ことを想定した制度とな		により電気の使用者の利
		る。その結果、送配電網		益を損ねるおそれがあ
		への二重投資により、電		る。
		気料金の負担増が生じる		
		ことが想定される。		
行政機関	<ul><li>許可制度の整備に係る</li></ul>	・登録制度の整備に係る	・行為規制に係る省令の	・ガイドラインの策定
	省令の策定業務等、一定	省令の策定業務、登録申	策定、規制の執行業務	や、事業者等への周知を
	程度行政機関の負担は発	請に対する審査業務等、	等、一定程度行政機関の	行う必要があるため、一
	生する。ただし、従来の	一定程度行政機関の負担	負担は発生するものの基	定程度行政機関の負担が
	電気事業法に基づく一般	は発生する。	本的に従来の電気事業法	発生する。また、ガイド

電気事業者に対する許可	に基づく一般電気事業者	ラインに従うかどうかは
制度と同様の業務である	に対する行為規制と同様	任意であるため、改正案
ことから、負担は限定的	の規制内容であることか	②と同水準の実効性を確
である。	ら、負担は限定的であ	保しようとすれば、一般
・なお、現状で送配電に	る。	送配電事業者に対してガ
係る事業を行っている一		イドラインの遵守を働き
般電気事業者がそのまま		かけるための負担など、
一般送配電事業者として		改正案②では生じない負
の許可を得ることを想定		担が発生すると考えられ
しているため、許可申請		る。
の審査に係る行政機関の		
負担はほとんど生じな		
l Vo		

# ③送電事業の許可制度の創設及び送電事業者に対する行為規制に関する措置

	許可制度	許可制度関係		制関係
関係者	改正案①:	代替案①:	改正案②:	代替案②:
	送電事業の許可制度を創設	送電事業の登録制度を創	送電事業者に対して行為	送電事業に係るガイドラ
	する場合	設する場合	規制を課す場合	インを政府が定めた上
				で、その遵守を送電事業
				者に求める場合
送電事業者	・送電事業の開始に際して	・送電事業の開始に際し	・振替供給義務等の行為	・定められたガイドライ
	参入規制を課すことになる	て参入規制を課すことに	規制が課される事とな	ンに従った対応を経済合
	ため、送電事業者に許可申	なるため、送電事業者に	り、これらの規制を遵守	理性の範囲内で行うもの
	請手続にかかる書類作成や	登録申請手続にかかる書	するための負担が発生す	の、ガイドラインに従う

	手続き待ち等コストが発生	類作成や手続き待ち等コ	る。ただし、現行制度に	送電事業者には、振替供
	する。また、事業開始の準	ストが発生する。また、	おいても送電事業に相当	給等を行う負担が発生す
	備をしたにも関わらず許可	事業開始の準備をしたに	する事業を行っている卸	る。ただし、現行制度に
	が得られない場合には機会	も関わらず登録が拒否さ	電気事業者については、	おいても送電事業に相当
	コストが発生する。ただ	れた場合には機会コスト	すでに振替供給等を行っ	する事業を行っている卸
	し、現行制度においても送	が発生する。なお、登録	ており、そうした事業者	電気事業者については、
	電事業に相当する事業を行	制とする場合、要件を満	には追加の費用は発生し	すでに振替供給等を行っ
	っている卸電気事業者につ	たした事業者は原則登録	ない。	ており、そうした事業者
	いては、許可制による事業	を認めることとなるた		には追加の費用は発生し
	規制が設けられており、現	め、同一の送電線整備を		ない。
	行制度と比較して過大な負	複数の送電事業者が行い		
	担を強いるものではない	得る制度となる。そのた		
	(附則において必要なみな	め、登録を受けた事業者		
	し規定を措置済)。	それぞれにおいて、こう		
		した負担が生じることと		
		なる。		
その他の電気事業者	・特段の負担の追加はない	・登録制とする場合、要	・特段の負担の追加はな	<ul><li>ガイドラインに従わな</li></ul>
	ものと考えられる。	件を満たした事業者は原	いものと考えられる。	い送電事業者が存在する
		則登録を認めることとな		場合、振替供給等が適切
		るため、同一の送電線整		に行われず、送電線を利
		備を複数の送電事業者が		用する他の電気事業者の
		行い得る制度となる。そ		事業活動を阻害するな
		の結果、送配電網への二		ど、負担となるおそれが
		重投資による託送料金の		ある。
		負担増が生じることが想		
				•

		定される。		
国民 (電気の使用者)	・特段の負担の追加はない	・登録制とする場合、要	・特段の負担の追加はな	<ul><li>ガイドラインに従わな</li></ul>
	ものと考えられる。	件を満たした事業者は原	いものと考えられる。	い送電事業者が存在する
		則登録を認めることとな		場合、振替供給、送電線
		るため、同一の送電線整		への接続等が適切に行わ
		備を複数の送電事業者が		れず、電気の使用者の利
		行うことを想定した制度		益を損ねるおそれがあ
		となる。その結果、送配		る。
		電網への二重投資によ		
		り、電気料金の負担増が		
		生じることが想定され		
		る。		
行政機関	・許可制度の整備に係る省	・登録制度の整備に係る	・行為規制に係る省令の	・ガイドラインの策定
	令の策定業務等、一定程度	省令の策定業務等、一定	策定、規制の執行業務	や、事業者等への周知を
	行政機関の負担は発生す	程度行政機関の負担は発	等、一定程度行政機関の	行う必要があるため、一
	る。ただし、従来の電気事	生する。	負担は発生するものの基	定程度行政機関の負担が
	業法に基づく卸電気事業者		本的に従来の電気事業法	発生する。
	に対する許可制度と同様の		に基づく卸電気事業者に	・また、ガイドラインは
	業務であることから、負担		対する行為規制と同様の	任意であるため、改正案
	は限定的である。		規制内容であることか	②と同水準の実効性を確
			ら、負担は限定的であ	保しようとすれば、送電
			る。	事業者に対してガイドラ
				インの遵守を働きかける
				ための負担など、改正案
				②では生じない負担が発

		生すると考えられる。
		, - • - •

# ④特定送配電事業の届出制度の創設及び特定送配電事業者に対する行為規制に関する措置

関係者	改正案:	代替案:
	特定送配電事業の届出制度を創設し、特定送配電事業	特定送配電事業の届出制度を設けず、政府がガイドラ
	者に対して行為規制を課す場合	インを定めた上で、その遵守を特定送配電事業者に求
		める場合
特定送配電事業者	・託送供給義務等については、新たに託送供給義務等	・定められたガイドラインに従った対応を、特定送配
	の行為規制が設けられる事となるため、追加的な負担	電事業者の経済合理性の範囲内で行うこととなるもの
	が発生する。	の、ガイドラインに従う特定送配電事業者には、託送
		供給等を行う負担が発生する。
その他の電気事業者	・特段の負担の追加はないものと考えられる。	・ガイドラインに従わない特定送配電事業者が存在す
		る場合、託送供給等が適切に行われず、送配電網を利
		用する他の電気事業者の事業活動を阻害するなど、負
		担となるおそれがある。
国民 (電気の使用者)	・特段の負担の追加はないものと考えられる。	・ガイドラインに従わない特定送配電事業者が存在す
		る場合、託送供給等が適切に行われず、電気の使用者
		の利益を損ねるおそれがある。
行政機関	・行為規制に係る省令の策定、規制の執行業務等、一	・ガイドラインの策定や、事業者等への周知を行う必
	定程度行政機関の負担が発生する。	要があるため、一定程度行政機関の負担が発生する。
		また、ガイドラインは任意であるため、改正案と同水
		準の実効性を確保しようとすれば、特定送配電事業者
		に対してガイドラインの遵守を働きかけるための負担
		など、改正案では生じない負担が発生すると考えられ
		る。

# ⑤発電事業の届出制度の創設及び発電事業者に対する行為規制に関する措置

関係者	改正案:	代替案:
	発電事業の届出制度を創設し、発電事業者に対して行	発電事業の届出制度を設けず、政府がガイドラインを
	為規制を課す場合	定めた上で、その遵守を発電事業者に求める場合
発電事業者	・発電事業を届出制度とすることにより、事業の開	・定められたガイドラインに従った対応を、発電事業
	始・休廃止に当たって、発電事業者には届出手続のた	者の経済合理性の範囲内で行うこととなるものの、ガ
	めに必要な書類作成等のコストが発生するとともに、	イドラインに従う発電事業者には、供給計画の策定等
	供給計画の策定等の負担が生じる。ただし、現行制度	を行う負担が発生する。ただし、現行制度において発
	において発電設備の太宗を保有している既存の一般電	電設備の太宗を保有している一般電気事業者及び卸電
	気事業者及び卸電気事業者においては許可制が設けら	気事業者においては許可制が設けられており、現行制
	れており、現行制度と比較して過大な負担を強いるも	度と比較して過大な負担を強いるものではない。ま
	のではない。また、行為規制のうち供給計画の策定に	た、他の行為規制(供給計画の策定等)についても、
	ついては、従来の制度(第1弾改正後の電気事業法)	現行制度において、一般電気事業者及び卸電気事業者
	において、一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気	に対して課されているものであり、新規に規制対象と
	事業者及び特定規模電気事業者に対して課されている	なる発電事業者は存在するものの、全体としては過大
	ものであり、新規に規制対象となる発電事業者は存在	な負担を強いるものではない。
	するものの、全体としては過大な負担を強いるもので	
	はない。	
その他の電気事業者	・特段の負担の追加はないものと考えられる。	・特段の負担の追加はないものと考えられる。
国民 (電気の使用者)	・特段の負担の追加はないものと考えられる。	・ガイドラインに従わない発電事業者が存在する場
		合、供給計画の策定等が適切に行われず、将来の電力
		需給を正確に見通すことができず、電気の使用者の利
		益を損ねるおそれがある。
行政機関	・届出制度の整備に係る省令の策定、規制の執行業務	・ガイドラインの策定や、事業者等への周知を行う必
	等、一定程度行政機関の負担が発生する。	要があるため、一定程度行政機関の負担が発生する。

	また、ガイドラインは任意であるため、改正案と同水
	準の実効性を確保しようとすれば、発電事業者に対し
	てガイドラインの遵守を働きかけるための負担など、
	改正案では生じない負担が発生すると考えられる。

# ⑥事業類型の見直しに伴う広域的運営に係る規制見直し

関係者	改正案:	代替案:
	電気事業者の広域的運営推進機関への加入を義務付け	なし(事業類型の見直しに伴って任意加入とすること
	る場合	は考えられない)
電気事業者	・全ての電気事業者は広域的運営推進機関への加入を	_
	義務付けられるとともに、需給バランスに係る情報及	
	び主な電源の稼働状況等に係る情報を広域的運営推進	
	機関に提供することを義務付けられることとなり、一	
	定の負担増となり得る。	
	・しかしながら、現行の電気事業法に基づく広域的運	
	営推進機関においても、加入は義務付けられており、	
	同種の取組が行われており、新規に規制対象となる事	
	業者は存在するものの、全体としては追加的な負担は	
	限定的であると考えられる。	
広域的運営推進機関	・会員の数が増加すると考えられるため、事務コスト	_
	が増加するものと考えられる。	
国民 (電気の使用者)	・特段の追加的な負担は発生しないと考えられる。	_
行政機関	・省令を策定する等、一定程度行政機関の負担は発生	_
	するものの、基本的に従来の電気事業法に基づく行政	
	措置と同様の業務であることから、負担は限定的であ	

l る。	

# ⑦経済産業大臣による卸電力取引所の指定制度の創設

関係者	改正案:	代替案:
	卸電力取引市場を開設している者であって一定の要件	卸電力取引に関するガイドラインを政府が策定し、取
	を満たすものを経済産業大臣が指定することができる	引所設置者に遵守を求める場合
	制度を新たに設ける場合	
市場開設者	・経済産業大臣による卸電力取引所の指定制度の創設	・定められたガイドラインに従った対応を、市場開設
	に伴い、指定の申請に係る書類作成等のコストが発生	者の経済合理性の範囲内で行うものの、ガイドライン
	する。また卸電力取引所に指定された市場開設者に対	に従う市場開設者には負担が発生する
	しては、各種の行為規制が課されるため、それらを遵	
	守する負担が生じる。	
市場参加者	・特段の負担の追加はないものと考えられる。	・特段の負担の追加はないものと考えられる。
国民 (電気の使用者)	・特段の負担の追加はないものと考えられる。	・特段の負担の追加はないものと考えられる。
行政機関	・指定制度の整備に係る省令の策定、卸電力取引所に	・ガイドラインの策定や事業者等への周知を行う必要
	対する監督等、一定程度行政機関の負担は発生する。	があるため、一定程度行政機関の負担が発生する。ま
		た、ガイドラインは任意であるため、改正案と同水準
		の実効性を確保しようとすれば、市場開設者に対して
		ガイドラインの遵守を働きかけるための負担など、改
		正案では生じない負担が発生すると考えられる。

## ⑧固定価格買取制度における接続義務の義務対象者の改正

関係者	改正案:	代替案:
	送電事業者についても、再生可能エネルギー発電事業	なし
	者からの接続請求に応諾する義務を課す場合	

発電事業者	・特段の負担の追加はないものと考えられる。	_
送電事業者	・接続義務については、一般法たる電気事業法で創設	_
	される義務であり、本規定はその枠組みの中で接続拒	
	否事由等を詳細に規定するものであり、本規定により	
	送電事業者にとって特段の追加的な負担を強いるもの	
	ではない。(送電事業に新規参入する者についても同	
	様)	
国民 (社会的便益)	・特段の負担の追加はないものと考えられる。	_
行政機関	・送電事業者の接続拒否正当事由に係る省令を策定す	_
	る等、一定程度行政機関の負担は発生するものの、再	
	エネ特措法に義務を規定することにより生じる追加的	
	な負担は限定的であると考えられる。	

# ⑨商品先物取引法に基づく先物取引の対象に「電力」を追加

関係者	改正案:	代替案:
	商品先物取引法の「商品」に「電力」を追加する場合	なし
当業者(電気事業者等)	・当業者は、商品市場における取引及び先物価格を公	_
	正にすることを目的とする規制(商品先物取引法にお	
	ける他の商品と同等(取引における禁止行為等))に	
	対応するためのコストが発生するが、上記目的を達成	
	する観点から、過大な負担を強いるものではない。	
国民	・特段の負担の追加はないものと考えられる。	_
行政機関	・現在も他の商品における同等の規制に対応をしてお	_
	り、追加的負担は限定的である。	

## ⑩保安規制の合理化となる使用前自己確認制度創設に伴う所要の措置

関係者	改正案:	代替案:
	・公共の安全の確保上重要な事業用電気工作物につい	なし
	て、事業者による設備使用前の技術基準適合性(安全	
	性)の自己確認を義務付ける場合。	
事業用電気工作物を設置す	・使用前自己確認のために、電気的な検査等の費用を	_
る者	要する。	
	ただし、本制度の対象とする電気工作物は、既に第5	
	1条の使用前自主検査の対象となっているものを想定	
	しており、既に検査等の費用が必要となる電気工作物	
	であるため、設置者に対して追加的に過大な負担を強	
	いるものではない。	
国民 (電気の使用者)	・特段の負担の追加はないものと考えられる。	
行政機関	・使用前自己確認の結果について主務大臣が届出を受	_
	けることになる。ただし、本制度の対象とする電気工	
	作物は、現在第48条第1項に規定する工事計画の届	
	出の対象となっているものを想定しており、使用前自	
	己確認の結果の届出を受けることとなる一方で、これ	
	まで受けていた工事計画の届出がなくなるため、追加	
	的に過大な負担を強いるものではない。	

# 7. 規制の便益

①小売電気事業の登録制度の創設及び小売電気事業者に対する行為規制に関する措置

	登録制度関係		行為規制関係	
関係者	改正案①:	代替案①:	改正案②:	代替案②:

	小売電気事業の登録制度	小売電気事業の届出制度	小売電気事業に対して行	小売電気事業に関する、
	を創設する場合	を創設する場合	為規制を課す場合	ガイドラインを政府が定
				めた上で、その遵守を小
				売電気事業者に求める場
				合
小売電気事業者	<ul><li>登録を受けることで、</li></ul>	<ul><li>届出を行っていること</li></ul>	・特に発生する便益は想	・改正案②と比較する
	適格性を有する事業者で	で、一定の公的位置付け	定されない。	と、任意であるため、小
	あることが需要家に認知	を得ている事業者である		売電気事業者にとっての
	され、営業上のメリット	ことが需要家に認知さ		経済合理性を優先するこ
	となると考えられる。	れ、営業上のメリットと		とが可能。
		なると考えられるが、改		
		正案①と比較するとその		
		程度は小さいと考えられ		
		る。		
国民 (電気の使用者)	・小売電気事業を登録制	<ul><li>小売電気事業を届出制</li></ul>	・説明義務や、需要家か	・定められたガイドライ
	とすることにより、登録	とすることにより、事業	らの苦情及び問い合わせ	ンに従った説明、苦情処
	取消を行い得るため、事	者の適格性を一定程度確	を適切に処理する義務を	理、供給力確保等の対応
	業者の適格性を確保する	保することが可能となる	課すことで、小売電気事	を小売電気事業者が行う
	ことが可能となる。これ	が、届出制の場合、不適	業者と需要家間のトラブ	場合には、電気の使用者
	により、電気の使用者が	格な事業者を退出させる	ルの発生を回避する効果	である国民が安定的に電
	適正な事業者から安定的	ことが困難なため、改正	が期待される。	気の供給を受けることが
	に電力供給を受けられる	案①と比較すると、電気	・供給力確保義務を課す	できる環境が整備され
	等の便益が想定される。	の使用者の便益が小さく	ことにより、電気の使用	る。ただし、改正案②と
		なる可能性がある。	者である国民が安定的に	比較すると、ガイドライ
			電気の供給を受けること	ンに従わない小売電気事

		1		
			ができる環境が整備され	業者が存在する場合、電
			る。	気の使用者の利益を損ね
			・業務改善命令や罰則に	るおそれがある。
			より実効性を担保するこ	
			とができる。	
行政機関	・特に発生する便益は想	・特に発生する便益は想	・小売電気事業者に対し	<ul><li>小売電気事業者に対し</li></ul>
	定されない。	定されない。	て説明や苦情処理に関す	て説明や苦情処理に関す
			る行為規制を課すことに	るガイドラインの遵守を
			より、電気の使用者から	促すことにより、電気の
			行政機関への苦情申し立	使用者から行政機関への
			てが減少することが想定	苦情申し立てが減少する
			される。	ことが想定されるが、任
			・経済産業大臣が、小売	意で遵守を求めるもので
			電気事業者に対し、電気	あるため、改正案②と比
			の使用者の利益又は公共	較すると効果は限定的で
			の利益を確保するために	ある可能性がある。
			必要な限度において、そ	
			の小売電気事業者の運営	
			の改善に必要な措置をと	
			ることを命ずることがで	
			きる制度を整備すること	
			により、より確実に電気	
			の使用者の利益や公共の	
			利益の確保が可能とな	
			る。	

## ②一般送配電事業の許可制度の創設及び一般送配電事業者に対する行為規制に関する措置

	許可制	度関係	行為規	制関係
関係者	改正案①:	代替案①:	改正案②:	代替案②:
	一般送配電事業の許可制	一般送配電事業の登録制	一般送配電事業者に対し	一般送配電事業に係るガ
	度を創設した場合	度を創設した場合	て行為規制を課す場合	イドラインを政府が定め
				た上で、その遵守を一般
				送配電事業者に求める場
				合
一般送配電事業者	<ul><li>許可を受けることで、</li></ul>	<ul><li>登録を受けることで、</li></ul>	・特に発生する便益は想	・改正案②と比較する
	適格性を有する事業者で	適格性を有する事業者で	定されない。	と、任意であるため、一
	あることが需要家に認知	あることが需要家に認知		般送配電事業者にとって
	され、営業上のメリット	され、営業上のメリット		の経済合理性を優先する
	となると考えられる。	となると考えられる。		ことが可能。
その他の電気事業者	・一般送配電事業を許可	・一般送配電事業を登録	・一般送配電事業を行う	・一般送配電事業を行う
	制とすることにより、許	制とすることにより、登	に当たっての禁止行為を	に当たっての禁止行為を
	可取消を行い得るため、	録取消を行い得るため、	定めることで、送配電網	定めたガイドラインに従
	事業者の適格性が確保さ	事業者の適格性が確保さ	を利用する他の電気事業	った対応を一般送配電事
	れ、適正な事業者との取	れ、適正な事業者との取	者にとって、競争条件の	業者が行う場合には、送
	引が可能となる。	引が可能となる。	公平性の確保が図られ	配電網を利用する他の電
	・一般送配電事業を許可		る。	気事業者にとって、競争
	制とする場合、地域独占		・業務改善命令や罰則に	条件の公平性の確保が図
	とすることが可能なた		より実効性を担保するこ	られる。ただし、改正案
	め、送配電網への二重投		とができる。	②と比較すると、ガイド

	資の回避が可能であり、 託送料金の抑制により送 配電網を利用する他の電 気事業者に便益が生じ る。			ラインに従わない場合には不十分となるおそれがある。
国民(電気の使用者)	制とすることにより、許 可取消を行い得るため、 事業者の適格性を確保す ることが可能となる。こ	制とすることにより、登 録取消を行い得るため、 事業者の適格性を確保す ることが可能となる。こ れにより、安定的な電力	電力供給についての措置 を講ずることで、全ての 国民が電気の安定供給を 受けられる環境が整備さ れる。 ・業務改善命令や罰則に	・託送供給義務と、最終 と、は、 ・託送供給。 のに、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では
行政機関	・特に発生する便益は想定されない。	・特に発生する便益は想定されない。	・経済産業大臣が、一般 送配電事業者に対し、電 気の使用者の利益又は公	・特に発生する便益は想定されない。

	共の利益を確保するため	
	に必要な限度において、	
	その一般送配電事業者の	
	運営の改善に必要な措置	
	をとることを命ずること	
	ができる制度を整備する	
	ことにより、より確実に	
	電気の使用者の利益や公	
	共の利益の確保が可能と	
	なる。	

# ③送電事業の許可制度の創設及び送電事業者に対する行為規制に関する措置

	許可制	度関係	行為規	制関係
関係者	改正案①:	代替案①:	改正案②:	代替案②:
	送電事業の許可制度を創	送電事業の登録制度を創	送電事業者に対して行為	送電事業に係るガイドラ
	設した場合	設した場合	規制を課す場合	インを政府が定めた上
				で、その遵守を送電事業
				者に求める場合
送電事業者	<ul><li>・許可を受けることで、</li></ul>	<ul><li>登録を受けることで、</li></ul>	・特に発生する便益は想	・改正案②と比較する
	適格性を有する事業者で	適格性を有する事業者で	定されない。	と、任意であるため、送
	あることが供給の相手方	あることが供給の相手方		配事業者にとっての経済
	である一般送配電事業者	である一般送配電事業者		合理性を優先することが
	に認知され、営業上のメ	に認知され、営業上のメ		可能。
	リットとなると考えられ	リットとなると考えられ		
	る。	る。		

	:録制とす┃・送電事業を行うに当た┃・送電事業を行うに当た┃
ることにより、許可取消しることにより、	登録取消 っての禁止行為を定める っての禁止行為を定めた
を行い得るため、事業者を行い得るため	、事業者 ことで、送電線を利用す ガイドラインに従った対
の適格性を確保され、適の適格性を確保	:され、適 る他の電気事業者にとっ 応を送電事業者が行う場
正な事業者との取引が可し正な事業者との	取引が可して、競争条件の公平性のし合には、送電線を利用す
能となる。 能となる。	確保が図られる。 る他の電気事業者にとっ
・送電事業を許可制とす	・業務改善命令や罰則にて、競争条件の公平性の
る場合、ある送電線の整	より実効性を担保するこ 確保が図られる。ただ
備を独占的に一の送電事	とができる。 し、改正案②と比較する
業者に行わせ得る制度と	と、ガイドラインに従わ
なるため、送電線への二	ない場合には不十分とな
重投資の回避が可能であ	るおそれがある。
り、託送料金の抑制によ	
り送電線を利用する他の	
電気事業者に便益が生じ	
る。	
国民(電気の使用者) ・送電事業を許可制とす ・送電事業を登	録制とす ・振替供給義務等につい ・振替供給義務等につい
ることにより、許可取消ることにより、	登録取消 ての措置を講ずること て定めたガイドラインに
を行い得るため、事業者を行い得るため	、事業者 で、全ての国民が電気の 従った対応を一般送配電
の適格性を確保することの適格性を確保	:すること 安定供給を受けられる環 事業者が行う場合には、
が可能となる。これによりが可能となる。	これによ「境が整備される。 安定供給の確保が図られ
り、安定的な電力供給がしり、安定的な電	五力供給が ・業務改善命令や罰則に る。ただし、改正案②と
実現する等の便益が想定 実現する等の便	· 三益が想定 より実効性を担保するこ 比較すると、ガイドライ
される。 される。	とができる。  とができる。  ンに従わない場合には不
・送電事業を許可制とす	十分となるおそれがあ

	る場合、ある送電線の整			る。
				· <b>J</b> o
	備を独占的に一の送電事			
	業者に行わせ得る制度と			
	なるため、送電線への二			
	重投資の回避が可能であ			
	り、電気料金負担の減少			
	により電気の使用者に便			
	益が生じる。			
行政機関	・特に発生する便益は想	・特に発生する便益は想	<ul><li>経済産業大臣が、送電</li></ul>	・特に発生する便益は想
	定されない。	定されない。	事業者に対し、電気の使	定されない。
			用者の利益又は公共の利	
			益を確保するために必要	
			な限度において、その送	
			電事業者の運営の改善に	
			必要な措置をとることを	
			命ずることができる制度	
			を整備することにより、	
			より確実に電気の使用者	
			の利益や公共の利益の確	
			保が可能となる。	

# ④特定送配電事業の届出制度の創設及び特定送配電事業者に対する行為規制に関する措置

関係者	改正案:	代替案:
	特定送配電事業の届出制度を創設し、特定送配電事業	特定送配電事業の届出制度を設けず、政府がガイドラ
	者に対して行為規制を課す場合	インを定めた上で、その遵守を特定送配電事業者に求

		める場合
		1 2 20 21
特定送配電事業者	・届出を行い、経済産業大臣の変更・中止命令を受け	・改正案と比較すると、任意であるため、特定送配電
	なかったことにより、一定の適格性を有する事業者で	事業者にとっての経済合理性を優先することが可能。
	あることが需要家に認知され、営業上のメリットとな	
	ると考えられる。	
	・公益特権を受けることができる。	
その他の電気事業者	・託送供給義務が課される特定送配電事業者がその義	・託送供給義務等について定めたガイドラインに従っ
	務を適切に履行することにより、送配電網を利用する	た対応を特定送配電事業者が行う場合には、特定送配
	他の電気事業者にとって、特定送配電事業者が持つ送	電事業者が持つ送配電設備を活用できる環境が整備さ
	配電設備を活用できる環境が整備される。	れる。ただし、改正案と比較すると、ガイドラインに
	・業務改善命令や罰則により実効性を担保することが	従わない場合には不十分となるおそれがある。
	できる。	
国民(電気の使用者)	・電圧及び周波数維持義務等を課すことにより、電気	・電圧及び周波数維持義務等、電気の使用者の利益を
	の使用者の利益を確保することができる。	確保するための方策がガイドラインとして示されるこ
	・特定送配電事業を届出制にし、経済産業大臣がその	とによって、使用者の利益が一定程度確保されると考
	届出内容を変更し、又は中止すべきことを命ずること	えられる。ただし、改正案と比較すると、ガイドライ
	ができる環境を整備することにより、送配電設備に係	ンに従わない場合には不十分となるおそれがある。
	る二重投資及び過剰投資を防止することが可能であ	
	り、電気料金負担の抑制により電気の使用者に便益が	
	生じる。	
行政機関	・経済産業大臣が、特定送配電事業者に対し、電気の	・特に発生する便益は想定されない。
	使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な	
	限度において、その特定送配電事業者の運営の改善に	
	必要な措置をとることを命ずることができる制度を整	
	備することにより、より確実に電気の使用者の利益や	

公共の利益の確保が可能となる。	
-----------------	--

# ⑤発電事業の届出制度の創設及び発電事業者に対する行為規制に関する措置

関係者	改正案:	代替案:
	発電事業の届出制度を創設し、発電事業者に対して行	発電事業の届出制度を設けず、政府がガイドラインを
	為規制を課す場合	定めた上で、その遵守を発電事業者に求める場合
発電事業者	・届出を行うことで、適格性を有する事業者であるこ	・改正案と比較すると、任意であるため、発電事業者
	とが需要家に認知され、営業上のメリットとなると考	にとっての経済合理性を優先することが可能。
	えられる。	
	<ul><li>公益特権を受けることができる。</li></ul>	
その他の電気事業者	・発電等義務を課すことにより、一般送配電事業者が	・特に発生する便益は想定されない。
	安定的に供給力を調達できる。	
国民 (電気の使用者)	・供給計画の策定等を義務付けることにより、経済産	・供給計画の策定等について定めたガイドラインが示
	業大臣が我が国における供給力を適切に把握すること	されることによって、発電事業者が持つ供給力を活用
	が可能となる。また、発電事業者に対して、一般送配	できる環境が整備され、電気の使用者の利益が一定程
	電事業者への発電等義務に従う義務を課すことによ	度確保されると考えられる。ただし、改正案と比較す
	り、電気の使用者の利益の保護のため、発電事業者が	ると、ガイドラインに従わない場合には不十分となる
	持つ供給力を活用できる環境が整備され、電気の安定	おそれがある。
	供給確保という電気の使用者の利益が確保される。	
行政機関	・経済産業大臣が、発電事業者に対し、電気の使用者	・特に発生する便益は想定されない。
	の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度に	
	おいて、その発電事業者の運営の改善に必要な措置を	
	とることを命ずることができる制度や、供給命令を発	
	動できる制度の整備により、より確実に電気の使用者	
	の利益や公共の利益の確保が可能となる。	

# ⑥事業類型の見直しに伴う広域的運営に係る規制見直し

関係者	改正案:	代替案:
	電気事業者の広域的運営推進機関への加入を義務付け	なし(事業類型の見直しに伴って任意加入とすること
	る場合	は考えられない)
電気事業者	・全ての電気事業者を会員とする組織とすることによ	_
	って、電気事業者間の相互協調を一層確実なものとす	
	るとともに、事故等が発生した際、電気事業者が有す	
	る高度な専門的・技術的知見を最大限活用して迅速か	
	つ適切な対応をとることが可能となる。	
	・我が国の系統全体で電気の安定供給が確保されるこ	
	と自体が、全ての電気事業者にとって大きな便益であ	
	ると考えられる。	
広域的運営推進機関	・広域的運営推進機関が全ての電気事業者に対して指	_
	示等を行うことができるようになることで、電気事業	
	者間の相互協調を一層確実なものとするとともに、事	
	故等が発生した際、電気事業者が有する高度な専門	
	的・技術的知見を最大限活用して迅速かつ適切な対応	
	をとることが可能となるなど、広域的運営推進機関の	
	業務がより適切に遂行できるようになる。	
国民(電気の使用者)	・我が国の系統全体で電気の安定供給の確保の実現を	_
	通じて、国民生活の安定に寄与する。	
行政機関	・特に発生する便益は想定されない。(広域的運営推	_
	進機関が全ての電気事業者に対して指示等を行うこと	
	ができるようになることによる間接的な便益は存在す	
	る)	

# ⑦経済産業大臣による卸電力取引所の指定制度の創設

関係者	改正案:	代替案:
	卸電力取引市場を開設している者であって一定の要件	卸電力取引に関するガイドラインを政府が策定し、市
	を満たすものを経済産業大臣が指定することができる	場開設者に遵守を求める場合
	制度を新たに設ける場合	
市場開設者	・指定を受けることで、行政の監督の下で、相場操縦	・改正案と比較すると、任意であるため、市場開設者
	等の不当行為の防止、取引参加者に対する公平な取扱	にとっての経済合理性を優先することが可能。
	い、適切な市場監視等が行われていることが制度的に	
	担保されるため、市場運営への信頼が高まり、当該市	
	場への参加が活発となるというメリットが生じると考	
	えられる。	
市場参加者	・相場操縦等の不当行為の防止、取引参加者に対する	・市場監視等の方策がガイドラインとして示され、ガ
	公平な取扱い、適切な市場監視等が確保されることに	イドラインが遵守される場合には、市場参加の機会の
	より、市場参加の機会の拡大や、市場の透明性の向上	拡大や、市場の透明性の向上などの便益が生じると考
	などの便益が生じると考えられる。	えられる。ただし、改正案と比較すると、ガイドライ
		ンに従わない場合には不十分となるおそれがある。
国民 (電気の使用者)	・卸電力取引市場において指標性を有する適正な価格	・市場監視等の方策がガイドラインとして示されるこ
	が形成されることにより、電気の使用者の利益の保護	ととなるため、ガイドラインが遵守される場合には、
	が図られる。	使用者の利益が一定程度確保されると考えられる。た
		だし、改正案と比較すると、ガイドラインに従わない
		場合には不十分となるおそれがある。
行政機関	・卸電力取引市場を適切に監督し、当該開設者を通じ	・特に発生する便益は想定されない。
	て市場運営の状況を経済産業大臣が把握した上で、仮	
	に問題がある場合にはこれを是正することができるこ	
	ととなる。	

# ⑧固定価格買取制度における接続義務の義務対象者の改正

関係者	改正案:	代替案:
	送電事業者についても、再生可能エネルギー発電事業	なし
	者からの接続請求に応諾する義務を課す場合	
発電事業者	・送電事業者に接続を請求する際、送電事業者が接続	_
	拒否をすることができる正当な事由が明確に省令で定	
	められていることにより、接続を行おうとする再エネ	
	発電事業者の接続に係る予見可能性を担保する効果が	
	ある。	
送電事業者	・特段の便益はない。	_
国民 (社会的便益)	・再生可能エネルギーの導入が促進され、エネルギー	_
	の安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給	
	に係る環境への負荷の低減に資することとなる。	
行政機関	・特段の便益はない。	_

# ⑨商品先物取引法に基づく先物取引の対象に「電力」を追加

関係者	改正案:	代替案:
	商品先物取引法の「商品」に「電力」を追加する場合	なし
当業者(電気事業者等)	・電力先物取引が法的に位置づけられ、電力先物の価	_
	格の形成や商品市場における電力先物取引の公正等が	
	確保される。	
	・また、今般の改正により、電力先物取引が刑法にお	
	ける法令行為として賭博罪に係る違法性が阻却される	
	ことが明確になるため、これにより、卸電力市場の価	
	格変動リスクを回避することが可能となる。	

行政機関	・特に発生する便益は想定されない。	_
------	-------------------	---

# ⑩保安規制の合理化となる使用前自己確認制度創設に伴う所要の措置

関係者	改正案:	代替案:
	・公共の安全の確保上重要な事業用電気工作物につい	なし
	て、事業者による設備使用前の技術基準適合性(安全	
	性)の自己確認を義務付ける場合。	
事業用電気工作物を設置す	・合理的な保安規制の実現により、最小限の負担で設	_
る者	備の使用を開始できる。	
	(本制度の対象として想定しているのは、現行で工事	
	計画の届出(第48条第1項)・使用前自主検査(第	
	51条第1項)・使用前安全管理審査(第51条第3	
	項)を必要とする電気工作物であり、本制度の対象と	
	することで、使用前自主検査と実質的な負担がほぼ同	
	じである使用前自己確認以外が不要となるため、実質	
	的に設置者の負担が軽減されることとなる予定。)	
国民 (電気の使用者)	・保安規制を遵守するための費用は最終的に電力料金	_
	等となって電気の使用者の負担するところとなるた	
	め、合理的な保安規制の実現により、保安規制が合理	
	化された分の費用低減が達せられる。	
行政機関	・現行法上規制の間隙となっている「国による工事計	_
	画の事前審査は不要だが、使用前の安全確認は必要」	
	である事業用電気工作物について合理的な保安規制を	
	行うことができる。	

### 8. 政策評価の結果

①から⑩の改正案と代替案について、費用便益分析を行う。なお、⑥⑧⑨⑩は代替案がないため、改正案にかかる費用便益分析を行う。

①小売電気事業の登録制度の創設及び小売電気事業者に対する行為規制に関する措置 今般の見直しは、電気の小売業への参入の全面自由化の実施に伴う、電気事業類型 の見直しを行うとともに、小売電気事業の性格に応じた行為規制を課すものである。

以下の理由により、電気が国民生活及び経済活動に必要不可欠な必需財であること 等を鑑み、便益面で十分な効果が得られる本改正案を導入することは妥当であると考 えられる。

#### <登録制度関係>

改正案(登録制度)、代替案(届出制度)ともに、小売電気事業者、行政機関に対し、登録又は届出の書類作成や審査・受理業務等の費用が想定されるが、代替案(届出制度)を採用した場合は、改正案(登録制度)を採用した場合と比べて、登録を拒否された場合の機会コストや、審査を行う行政機関の負担が少なくなる事が想定される。

一方、便益面については、改正案(登録制度)では、需要家(電気の使用者)の利益を損なうおそれがないと経済産業大臣が認めた者のみが小売電気事業を営み得る登録制度を創設し、不適格な事業者は登録を取り消すことが可能となり、適正な事業者による安定的な電力供給等の便益が見込まれる。他方、代替案(届出制度)では不適格な事業者を退出させることが困難なため、改正案に比べて便益は限定的と考えられる。

以上のように、代替案(届出制度)を採用した場合は、改正案(登録制度)を採用した場合と比べて、登録を拒否された場合の機会コストや、審査を行う行政機関の負担が少なくなる事が想定されるが、小売電気事業が国民生活及び経済活動に必要不可欠な必需財である電気を直接需要家に供給するという公益性の高い事業であるにもかかわらず、不適格な事業者が存在した場合に、退出させることが困難となる。このため、代替案(届出制度)では電気の使用者たる国民の利益が害される可能性があり、便益面で必要十分な効果が得られないことが想定される。

#### <行為規制関係>

改正案(行為規制)、代替案(ガイドライン)ともに、必要水準の実効性を確保しようとすれば、特に新規参入の小売電気事業者に対し、規制遵守に係る費用の発生が想定されるが、代替案(ガイドライン)を採用した場合は、経済性合理性の範囲内でガイドラインに従うため、改正案(行為規制)と比較して遵守費用は少なくなることが想定される。

一方、便益面については、改正案(行為規制)では、料金その他の供給条件の需要家への説明義務や供給力確保義務等の行為規制を課すことにより、需要家の保護や安定的な電力の供給の確保等、電気の使用者たる国民の利益や公共の利益が担保される形となっているが、代替案(ガイドライン)は事業者に任意で遵守を求めるものであ

るため、一定の便益は得られるものの確実性が低く、改正案に比べて便益は限定的と 考えられる。

以上のように、代替案(ガイドライン)を採用した場合は、経済性合理性の範囲内でガイドラインに従うため、改正案(行為規制)と比較して遵守費用は少なくなることが想定されるが、任意での遵守を求めるのみとなるため、全ての国民が電気の安定供給を受けられる環境の整備が不十分となる可能性がある。

②一般送配電事業の許可制度の創設及び一般送配電事業者に対する行為規制に関する 措置

今般の見直しは、電気の小売業への参入の全面自由化の実施に伴い、電気事業類型の見直しを行うとともに、一般送配電事業の性格に応じた規制を課すものである。

以下の理由により、送配電網が国民生活及び経済活動に必要不可欠な必需財である電気を供給する上で欠かせない公共インフラである事であること等を鑑み、便益面で十分な効果が得られる本改正案を導入することは妥当であると考えられる。

### <許可制度関係>

改正案(許可制度)は、関係者への追加的な費用はほとんど生じないが、代替案(登録制度)は、新規参入者の場合の手続き等で負担が増加するとともに、要件を満たした事業者は登録を認めるため、二重投資による電気料金の増加が生じ得る。

一方、便益面については、改正案(許可制度)では、送配電網への二重投資の回避 により電気料金の抑制等の便益が得られるが、代替案(登録制度)では、こうした便 益が得られない。

#### <行為規制関係>

改正案(行為規制)、代替案(ガイドライン)ともに、一般送配電事業者に、規制を遵守するための負担が発生するが、代替案(ガイドライン)においては、経済性合理性の範囲内でガイドラインに従うため、改正案(行為規制)と比較して遵守費用は少なくなることが想定される。また、行政機関においては、省令策定や規制の執行業務等が発生するものの、従来の電気事業法に基づく一般電気事業者に対する行為規制と同様の規制内容であることから、新たに発生する費用は限定的である。

一方、便益面については、改正案(行為規制)では、電圧及び周波数維持義務等の 行為規制を課すことにより、送配電網を利用する他の電気事業者にとって競争条件の 公平性の確保が図られると共に、その実効性を担保することが可能となる。また、電 気の安定供給を受けられる環境及び、託送料金(送電料金)の不当な上昇を防ぐ制度 の整備等、電気の使用者たる国民の利益が担保される。他方、代替案(ガイドライ ン)は事業者に任意で遵守を求めるものであるため、一定の便益は得られるものの確 実性が低く、改正案に比べて便益は限定的と考えられる。

以上のように、代替案(ガイドライン)を採用した場合は、経済性合理性の範囲内でガイドラインに従うため、改正案(行為規制)と比較して遵守費用は少なくなることが想定されるが、任意での遵守を求めるのみとなるため、全ての国民が電気の安定供給を受けられる環境の整備が不十分となる可能性がある。

③送電事業の許可制度の創設及び送電事業者に対する行為規制に関する措置 改正案と代替案について費用便益分析を行う。

今般の見直しは、電気の小売業への参入の全面自由化の実施に伴い、電気事業類型の見直しを行うとともに、送電事業の性格に応じた規制を課すもの。

送電設備が、国民生活及び経済活動に必要不可欠な必需財である電気を供給する上で欠かせない公共インフラである事であること等を鑑み、以下の理由により、便益面での十分な効果が得られる本改正案を導入することは妥当であると考えられる。

#### <許可制度関係>

改正案(許可制度)、代替案(登録制度)ともに、送電事業者、国民、行政機関の 追加的な負担は限定的であるが、加えて代替案については、要件を満たした事業者は 登録を認めるため、二重投資による電気料金の増加が生じる。

一方、便益面については、改正案(許可制度)では、送配電網への二重投資の回避により電気料金の抑制等の便益が得られる一方、代替案(登録制度)では、こうした便益が得られない。

#### <行為規制関係>

改正案(行為規制)、代替案(ガイドライン)ともに、送電事業者には、規制を遵守するための負担が発生するが、代替案(ガイドライン)では、送電事業者は経済性合理性の範囲内でガイドラインに従うため、改正案(行為規制)と比較して遵守費用は少なくなることが想定される。なお、現行制度においても送電事業に相当する事業を行っている卸電気事業者については、すでに振替供給等を行っているため、そうした事業者には追加の費用は発生しない。また、行政機関においては、省令の策定や規制の執行業務が発生するものの、従来の電気事業法に基づく卸電気事業者に対する行為規制と同様の規制内容であることから新たに発生する費用は限定的である。

一方、便益については、改正案(行為規制)では、振替供給義務等の行為規制を課すことにより、送電設備を利用する他の電気事業者にとって競争条件の公平性の確保が図られると共に、電気の安定供給を確保し振替供給料金(送電料金)の上昇を防ぐ環境の整備等、電気の使用者たる国民の利益が、担保される形となっているが、代替案(ガイドライン)は事業者に任意で遵守を求めるものであるため、一定の便益は得られるものの確実性が低く、改正案に比べて便益は限定的と考えられる。

以上のように、代替案(ガイドライン)を採用した場合は、経済性合理性の範囲内でガイドラインに従うため、改正案(行為規制)と比較して遵守費用は少なくなることが想定されるが、便益面で十分な効果が期待できず、電気事業者が送電設備を公平に利用できなくなることや、全ての国民が電気の安定供給を受けられなくなる事態が想定される。

④特定送配電事業の届出制度の創設及び特定送配電事業者に対する行為規制に関する 措置

特定送配電事業の届出制度の創設及び特定送配電事業者に対する行為規制に関する 今般の見直しは、電気の小売業への参入の全面自由化の実施に伴う、電気事業類型の 見直しを行うとともに、それぞれの事業の性格に応じた規制を課すものである。

### <費用と便益の関係の分析>

本件規制を設けることにより発生する費用は、特定送配電事業者においては、託送供給義務等の行為規制を遵守するための負担があげられる。また、行政機関においては、省令策定や規制の執行業務等の負担が発生する。

一方、便益は、特定送配電事業者においては、経済産業大臣の変更・中止命令を受けなかったことにより、一定の適格性を有する事業者であることが需要家に認知され、営業上のメリットとなること、その他の電気事業者にとっては、特定送配電事業者が託送供給義務を適切に履行することにより、送配電設備を活用できる環境が整備されること、国民にとっては、電圧及び周波数維持義務等を課すことにより、電気の使用者の利益を確保することができること、行政機関にとっては、より確実に電気の使用者の利益を確保することができることがあげられる。

送配電設備は電気の供給に欠かせない公共インフラであり、便益として記載した事項は特定送配電事業を行うにあたって必要不可欠なものであることを鑑みると、便益として十分な効果を得るために、費用は最小限必要かつ限定的であることから、本件規制を設けることは適切であると考えられる。

#### <代替案との比較>

改正案(届出制度を創設し行為規制を課す)、代替案(届出制度を設けずガイドラインを定める)ともに、従来許可制の下で同種の事業を行っていた特定電気事業者については、追加的な負担は発生しないが、新規参入で特定送配電事業を営もうとする者には新たな費用の発生が想定される。その際、代替案(ガイドライン)においては、経済性合理性の範囲内でガイドラインに従うため、改正案(行為規制)と比較して遵守費用は少なくなることが想定される。

一方、便益面については、改正案では、安定的に託送供給を受けることができ、送配電網への二重投資の回避による電気料金の抑制等の便益も得られる。しかし、代替案(ガイドライン)は事業者に任意で遵守を求めるものであるため、一定の便益は得られるものの確実性が低く、改正案に比べて便益は限定的と考えられる。

以上のように、代替案(ガイドライン)においては、経済性合理性の範囲内でガイドラインに従うため、改正案(行為規制)と比較して遵守費用は少なくなることが想定されるが、特定送配電事業者以外の電気事業者が送配電設備を活用できる環境が整わないことや、国民の利益が十分に確保出来なくなる可能性があること、行政機関にとっても電気の使用者の利益や公共の利益の確保を確実に担保できなくなる等の事態が想定される等、便益面で必要十分な効果が期待出来ない。送配電設備が、国民生活及び経済活動に必要不可欠な必需財である電気を供給する上で欠かせない公共インフラである事であることを鑑み、便益面での十分な効果が得られる本改正案(行為規制)は妥当であると考えられる。

#### ⑤発電事業の届出制度の創設及び発電事業者に対する行為規制に関する措置

今般の見直しは、電気の小売業への参入の全面自由化の実施に伴う、電気事業類型の見直しを行うとともに、それぞれの事業の性格に応じた規制を課すものである。

改正案(届出制度を創設し行為規制を課す)、代替案(届出制度を設けずガイドラインを定める)ともに、従来許可制の下で同種の事業を行っていた一般電気事業者や

卸電気事業者については、追加的な負担は発生しないが、新規参入で発電事業を営も うとする者には新たな費用の発生が想定される。その際、代替案(ガイドライン)に おいては、経済性合理性の範囲内でガイドラインに従うため、改正案(行為規制)と 比較して遵守費用は少なくなることが想定される。

一方、便益面については、改正案では、供給計画の策定等を義務付けることにより 我が国の供給力の把握や活用が行われることで、電気の安定供給の確保等需要家(電 気の使用者)の利益が確保されることとなるが、代替案(ガイドライン)は事業者に 任意で遵守を求めるものであるため、一定の便益は得られるものの確実性が低く、改 正案に比べて便益は限定的と考えられる。

以上のように、代替案(ガイドライン)においては、経済性合理性の範囲内でガイドラインに従うため、改正案(行為規制)と比較して遵守費用は少なくなることが想定されるが、発電等義務が課されない事により、安定的に供給力を調達できなくなる可能性がある他、発電事業者が持つ供給力を活用できる環境の整備が不十分になることや、行政機関にとっても電気の使用者の利益や公共の利益の確保を確実に担保できなくなる等の事態が想定される等、便益面で必要十分な効果が期待出来ない。電気が国民生活及び経済活動に必要不可欠な必需財であることから、発電事業者からの電気の供給が不安定になることは、電気の使用者の利益を阻害するものである事を鑑み、必要最小限の費用は発生するものの、便益面での十分な効果が得られる本改正案(行為規制)を導入することは妥当であると考えられる。

### ⑥事業類型の見直しに伴う広域的運営に係る規制見直し

今般の電気事業類型の見直し後においても電気の安定供給の確保等に資するよう、 広域的運営推進機関への加入義務等について、引き続き、電気事業者全体に課すもの である。

改正案(加入義務付け)は、電気事業者に対して広域的運営推進機関への情報提供 義務を課す等関係者の追加的な負担は発生するものの、限定的である。

一方、便益面については、全ての電気事業者を広域的運営推進機関の会員とする改正案が、電気事業者間の相互協調を一層確実なものとすることで、我が国の系統全体で電気の安定供給の確保が図られ、国民生活の安定に寄与すると考えられる。

したがって、改正案による今回の措置は政策目的を実現する上で妥当なものである と考えられる。

#### (7)経済産業大臣による卸電力取引所の指定制度の創設

今般の見直しは、今般の法改正によって卸電力取引所における取引の重要性が増す中で、取引所が開設する市場で指標性を有する適切な価格を形成するために、電力の卸取引を行う市場を開設している者であって一定の要件を満たすものを経済産業大臣が卸電力取引所として指定した上で、経済産業大臣が当該市場における価格形成や市場運営の状況等を適時適切に把握し、仮に市場運営に問題がある場合には、これを是正し得る環境を整備するものである。

改正案(指定制度による市場監視等)、代替案(ガイドラインによる市場監視等) ともに、関係者の追加的な負担は限定的と考えている。例えば、市場開設者にとって は、改正案では規制に適合するための負担が増すこととなるが、代替案でも同水準の 市場監視等を行おうとすると、同じく負担が増すこととなる。

一方、便益面については、改正案では、市場開設者に対し、市場の信頼性が増すことで市場が活性化する便益が発生するが、代替案においては、あくまで経済合理性の範囲内で事業者が取り組むため、この便益を十分に享受することができない可能性がある。また、市場参加者や国民に対しては、改正案では市場参加の機会の拡大や市場の透明性の向上、価格指標性の向上などの便益が生じると考えられるが、代替案では市場開設者がガイドラインに従わない場合にはこうした効果がもたらされないおそれがあるため、便益は限定的なものとなる。

したがって、これらを踏まえると、改正案による今回の措置は政策目的を実現する 上で妥当なものであると考えられる。

### ⑧固定価格買取制度における接続義務の義務対象者の改正

今般の見直しは、電気事業法の改正により、送電事業者に対する行為規制が創設 されることを踏まえ、これまでの再エネ特措法上の接続義務対象者に相当する一般送 配電事業者及び特定送配電事業者に加え、送電事業者に対しても、接続義務を課すと いうものである。

費用面では、関係者の追加的な負担は限定的と考えられる。

一方、便益面については、再生可能エネルギー発電事業者に対して、系統への接続の予見可能性を担保することが可能となり、再生可能エネルギーの利用拡大に効果があると考えられる。

したがって、これらを踏まえると、改正案による今回の措置は、政策目的を実現する上で妥当なものであると考えられる。

### ⑨商品先物取引法に基づく先物取引の対象に「電力」を追加

今般の見直しは、商品先物取引法の「商品」に「電力」を加え、卸電力市場の価格の変動を回避できる電力先物取引を可能とするものである。改正案の費用については、当業者(電気事業者等)に他の商品と同等のコストが発生するが、過大な負担を強いるものではなく、また、行政機関も既に他の商品における同等の規制に対応をしており、追加的負担は限定的である。一方、便益面については、改正案により電力先物取引が法的に位置づけられ、電力先物の価格の形成や商品市場における電力先物取引の公正等が確保されるとともに、当業者(電気事業者等)が電力先物取引を行い、卸電力市場の価格変動リスクを回避することが可能となる。

したがって、これらを踏まえると、改正案による今回の措置は、政策目的を実現する上で妥当なものであると考えられる。

### ⑩保安規制の合理化となる使用前自己確認制度創設に伴う所要の措置

上述の保安規制合理化に係る費用・便益の分析に示すとおり、合理的な保安規制の実現により、安全確保を担保しながら、保安に係る事業者の費用の最小限化が図られ、結果として価格の低減という形で電気の使用者の便益にもつながることから、使用前自己確認制度を導入することは妥当であると言える。

### |9. 有識者の見解その他の関連事項

平成24年2月から平成25年2月にかけて、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、東日本大震災によって生じた課題への対応、そして今後の我が国の電力システムのあり方について、有識者や業界を交え活発な議論を行い、報告書が平成25年2月8日に取りまとめられたところである。 また、平成25年7月には具体的な制度設計に関する検討・審議を行うため、総合資源エネルギー調査会に制度設計ワーキンググループを設置し、これまで5回にわたって審議を行った。

同ワーキンググループにおいては、事業類型の見直し及び新たな各事業類型に対する規制の在り方等について、以下の資料に基づき議論され、これを受けて本法案の改正内容としているものである。

### 【資料】

http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/denryoku\_system/seido\_sekkei\_wg/pdf/02\_03\_01.pdf

加えて、平成25年4月2日には「電力システムに関する改革方針」を閣議決定するとともに、平成25年11月に成立した電気事業法第1弾改正法(平成25年法律第74号)附則の改革プログラムにおいては、2016年を目途に小売全面自由化を行うことや、小売電気事業者に対して供給力確保義務を課すことなどを規定している。また、保安規制の合理化となる使用前自己確認制度創設に伴う所要の措置については、平成25年12月17日開催の第4回産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会で審議され、了承された。

### 【資料】

http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/hoan/denryoku\_anzen/pdf/004\_01\_00.pdf

#### 【議事録】

http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/hoan/denryoku\_anzen/pdf/004\_gijiroku.pdf

### 10. レビューを行う時期又は条件

今後、電気事業に係る制度の抜本的な改革を段階的に進めていく際、必要があると 認めるときは、今般の改正に係る規定について検討を加え、その結果に基づいて必要 な措置を講ずることとする。

なお、電力システム改革は、平成25年4月2日に閣議決定した「電力システムに関する改革方針」に基づき、3段階のスケジュールに沿って改革を進めていくこととしており、「今後、電気事業に係る制度の抜本的な改革を段階的に進めていく際、必要があると認めるとき」とは、具体的には、それぞれ第3段階までの改革を進めていく中で、必要に応じて前段階のレビューを行うことを意味するものである。